

各指定居宅介護支援事業所管理者様

海南市暮らし部高齢介護課長

(公印省略)

介護予防支援事業者の指定対象拡大について（通知）

平素は、本市高齢者福祉行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法の一部改正に伴い、令和6年4月1日より、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者として指定を受けることができるようになります。

指定を希望される事業者におかれましては、下記の留意事項をご確認いただき、事前にご連絡のうえ指定申請のお手続きをお願いいたします。

なお、令和5年4月5日付け事務連絡にて、本市における新規指定及び指定更新に係る申請書類の提出期限については、新規指定・指定更新を希望する月の前々月5日までとしているところですが、今回の介護予防支援事業者の新規指定申請に限り、令和6年3月5日受付分までについては、指定希望日を令和6年4月1日とすることを可能とします。

何かご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

記

【留意事項】

1. 介護予防支援の指定を受けた場合でも、今回、新たに指定事業所として行うことができるのは「介護予防支援」のみで、**介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業（いわゆる介護予防ケアマネジメント）は実施できません。**
(従来どおり、地域包括支援センターからの委託を受ければ実施可能です)
2. 指定介護予防支援事業所として担当する要支援者については、**指定を受けた市町村の被保険者のみ**となります。(居宅介護支援の取り扱いとは異なります)
3. 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が置くべき**管理者は主任介護支援専門員でなければなりません。**(居宅介護支援事業所の管理者として主任介護支援専門員でない者を配置し、令和9年度までの経過措置規定の適用を受けている指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者としての指定を受けることはできません)
4. 指定を受ける場合、指定日までに海南市地域包括支援センターにご連絡いただき、利用者との現行契約の取扱いや今後の契約方法について協議してください。

※今後、厚生労働省からの通知等により、上記取り扱いが変更となる場合がありますのでご了承ください

＜お問い合わせ＞

・指定に関すること

高齢介護課 指定・指導班 ☎ 073-483-8764

・委託／契約に関すること

海南市地域包括支援センター ☎ 073-483-8762

E-mail korei@city.kainan.lg.jp